吉富町

議会だより

No.54
8.2020

佐井川河川公園（別府）

プール開き

CONTENTS

定例議会報告 ―― 2
臨時議会報告 ―― 5
議案審議結果表 ―― 6
初盆参りについて ―― 6
常任委員会経過 ―― 7
町政を問う（一般質問） ―― 10
わが町議員の政務活動費 ―― 13
常任委員会紹介 ―― 14

発行・編集／議会広報委員会　〒871-8585 福岡県築上郡吉富町大字広津 226-1　TEL 24-4075
発行責任者／是石　利彦　　広報委員長／太田　文則　　ホームページ http://www.town.yoshitomi.lg.jp

第２回定例議会報告

令和２年第２回定例町議会は、６月４日から19日までの16日間開催されました。

予算

令和2年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について

可決

補正予算の追加　　3,７６８万円
予算総額　　４３億8,６３０万１千円

歳入の主なもの

ふるさと吉富まちづくり応援寄附金	１，４９９万9千円
法人事業税交付金	５０万円

歳出の主なもの

政策推進アドバイザー謝金	４５万円
ふるさと吉富まちづくり応援事業委託料	７５０万円
子育て支援センター空調設備設置工事費	４８０万７千円
私立等保育園・放課後児童クラブ職員応援給付金	９２万円
漁港施設工事費	４４５万５千円
道路新設改良費	３４３万円

＜主な討論内容＞

反対

岸本議員：政策推進アドバイザー謝金４５万円について、質疑の結果、提案当初は単数であったものが、委員会では複数に変化していたと判断する。一度撤回し、再提案するのが正しい。議会提案に関して、現町政がごり押しではなく、柔軟に対応してきたことを評価している。原則的な提案を求め、反対します。

賛成

山本議員：政策推進アドバイザー、町政にあらゆる分野の色々な意見を反映し、発展させることに賛成します。

向野議員：ふるさと吉富まちづくり応援寄附金の約１,５００万円増額等による、本格的なふるさと納税に対する執行部の前向きな姿勢を感じ、賛成意見とします。

矢岡議員：政策推進アドバイザー。民間企業出身者ということで期待を致しております。コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ、こういった社会的責任の認識者を行政の内部統制元年とも言えるこの年度に採用することについて、多大な貢献が期待できます。以上賛成討論とします。

梅津議員：本予算には、政策推進アドバイザー謝金が計上されています。私は政治活動経験者であっても吉富町にとって、有能、博識な人材の登用は必要不可欠だと思い賛成します。

令和2年度吉富町一般会計補正予算（第6号）について（6月19日追加提案）

可決

補正予算の追加　　１９５万６千円
予算総額　　４３億8,８２５万７千円

歳出の主なもの

中学校給食費助成金（２ヶ月分）	１９５万６千円

＜賛成討論：山本議員、向野議員、矢岡議員、梅津議員＞

令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

可決

歳入歳出予算の減額　　△６０２万７千円（人事異動に伴う人件費）
歳入歳出予算の総額　　７億9,０７４万６千円

＜討論なし＞

予算

令和２年度吉富町水道事業会計補正予算（第２号）について

可決

収益的収入の増額	４８万９千円	総額	１億３,７２５万４千円
資本的収入の増額	１３０万円	総額	８,４７０万円
資本的支出の増額	１３０万円	総額	１億２,５８１万８千円

＜賛成討論：山本議員＞

令和２年度吉富町下水道事業会計補正予算（第１号）について

可決

収益的収入の減額	△９０８万１千円	総額	２億８,１７９万８千円
収益的支出の減額	△４８８万４千円	総額	２億６,８１６万５千円
資本的収入の増額	１,１３０万円	総額	３億　８５０万８千円

＜討論なし＞

条例

専決処分の承認を求めることについて（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について）

承認

＜討論なし＞

吉富町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

可決

＜討論なし＞

吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

可決

＜討論なし＞

ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について

可決

＜賛成討論　山本議員、向野議員、矢岡議員＞

吉富町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可決

＜討論なし＞

吉富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可決

＜討論なし＞

吉富町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

可決

＜討論なし＞

吉富町放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可決

＜討論なし＞

第２回定例議会報告

人事

固定資産評価審査委員会委員の選任について
＜討論なし＞
同意

農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることを要しない場合の同意について
＜討論なし＞
同意

吉富町農業委員会委員の任命について
＜討論なし＞
同意

その他

工事請負契約の締結について（令和２年度水産物供給基盤機能保全事業（吉富地区）吉富漁港泊地浚渫工事（第２工区））（６月19日追加提案分）
＜討論なし＞
可決

工事請負契約の締結について（令和２年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁改修工事（１期工事））（６月19日追加提案分）
＜討論なし＞
可決

工事請負契約の締結について（令和２年度吉富町防災行政無線戸別受信機デジタル化更新工事）（６月19日追加提案分）
＜討論なし＞
可決

報告

繰越明許費繰越計算書について（令和元年度一般会計予算）

令和元年度吉富町一般会計予算の繰越明許費を、翌年度に繰り越したので、報告があった。

繰越事業名　農業農村整備事業（ため池耐震診断）
水産物供給基盤機能保全事業
プレミアム付商品券事業
町道松山川上線道路整備事業
吉富小学校校内ＬＡＮ整備事業

繰越計算書について（水道事業会計）

令和元年度吉富町水道事業会計繰越計算書にある「配水管拡張事業」について、翌年度に繰り越したので、報告があった。

繰越計算書について（下水道事業会計）

令和元年度吉富町下水道事業会計繰越計算書にある「公共下水道整備事業」について、翌年度に繰り越したので、報告があった。

経営状況の報告について（吉富町土地開発公社）

令和元年度吉富町土地開発公社の経営状況について、報告があった。

令和２年第２回臨時町議会が、５月18日開催されました。

予算

専決処分の承認を求めることについて（令和２年度吉富町一般会計補正予算（第２号）について）

承認

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、感染防止対策に係るマスクの購入等、その他感染防止対策を実施するために必要な費用を確保するため、一般会計予算に補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和２年４月15日付けで、**１,２５３万３千円**の**増額**補正予算を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるもの。

＜討論なし＞

専決処分の承認を求めることについて（令和２年度吉富町一般会計補正予算（第３号）について）

承認

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」である、国民１人あたり１０万円の特別給付金の支給事業と、子育て世帯臨時特別給付金の支給事業の実施に伴い、一般会計予算に補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和２年４月27日付けで、**７億１１５万４千円**の**増額**補正予算を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるもの。

＜討論なし＞

令和２年度吉富町一般会計補正予算（第４号）について

可決

歳入歳出予算の追加　５,８９３万４千円
歳入歳出予算の総額　４３億４,８６２万１千円

歳入の主なもの

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	５,４０９万５千円

歳出の主なもの

水道事業補助金（水道基本料金３ヶ月無料）	１,３６５万円
プレミアム商品券発行事業等補助金	２,０００万円
事業者応援給付金	１,４００万円
備品購入費（空気清浄機、避難所用テント式パーテーション、次亜塩素酸水精製装置、書籍消毒機）	９９５万円
消耗品費（家庭用ごみ袋配布）	７７万６千円

＜賛成討論：山本議員、梅津議員、向野議員、岸本議員＞

専決処分の承認を求めることについて（令和２年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について）

承認

国民健康保険の被保険者に傷病手当金を支払うことができるように、その費用を確保するため、国民健康保険特別会計に補正予算の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく、令和２年４月６日付けで、**１３２万円**の**増額**補正予算を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるもの。

＜討論なし＞

令和２年度吉富町水道事業会計補正予算（第１号）について

承認

収益的収入の増額　３０万円　総額　１億４,８６１万５千円
資本的収入の増額　３０万円　総額　１億３,６７６万５千円

歳入の主なもの

給水収益の減額（水道基本料金３ヶ月無料）	△１,３３５万円
他会計補助金	１,３６５万円

＜賛成討論：山本議員＞

第２回臨時議会報告

条例

専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

承認

＜討論なし＞

専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

承認

＜主な討論内容＞

反対

岸本議員：減額の幅が大きくなったことは、評価できるが、最高限度額が上がっており、国保税の値上げに繋がるので反対します。

賛成

矢岡議員：国の決定に沿うのは、自然だというのが大方の共通感覚であろうと申し上げ賛成討論とさせていただきます。

専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）

承認

＜討論なし＞

専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）

承認

＜討論なし＞

吉富町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

＜討論なし＞

令和２年（第２回臨時会、６月定例会）　議案審議結果

（採決が分かれた議案の採決結果）

「○」…賛成　「●」…反対
「議長」…議長職のため表決に参加しない
「－」…当日、欠席等により表決に参加しない

区　分	議案番号	議　案　等　の　名　称	審議結果	角畑正数	向野倍吉	中家章智	矢岡匡	山本定生	太田文則	梅津義信	岸本加代子	横川清一	是石利彦	賛成	反対
令和２年第２回臨時会（R2.5.18）	議　案第24号	専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	承認	○	○	○	○	○	○	○	●	○	議長	8	1
令和２年６月定例会（R2.6.4～6.19）	議　案第41号	令和２年度吉富町一般会計補正予算（第5号）について	可決	○	○	○	○	○	○	○	●	○	議長	8	1

初盆参りについて

初盆を迎えられたご家族におかれましては、静かなお盆でご愁傷のことと存じます。
故人様の生前を偲び、心からご冥福をお祈り申し上げます。
尚、公職選挙法等により、初盆のご家庭のお参りに際しましては、ご仏前等は控えさせていただきます。
何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

委員会経過 （多数の質疑（答弁）、意見から抜粋）

総務文教常任委員会経過
（中家委員長） 6/12 開催

※ふるさと吉富まちづくり応援寄附条例の一部を改正する条例の制定（可決）

質 疑 山本委員
寄附条例には５つ事業区分があり、寄付をする方が、この目的に使ってくださいと寄付されたお金は、その目的以外には使えないのですか。

答 弁 総務財政課長
条例の中でそれぞれの指定を設けています。例えば教育でと寄附をいただいた分に関しては、教育に関する事業にのみ充当できるということです。

質 疑 矢岡委員
昨年、制度が改正されて、ふるさと納税の返納品の調達額について制限ができています。調達額は３割ほどで考えているということでしたが、３割以下と明確にしていた方がいいのではないですか。

答 弁 未来まちづくり課長
返礼品につきましては、過度な競争が発生したこともあり、総務省から返礼品は30％以内ということで、実質は30％になろうかと思います。それに伴う事務経費も50％以内という決まりがあり、各市町村は、恐らく返礼品は30％、経費を入れて50％以内でということです。本町も返礼品は30％、事務費を入れて50％という形で考えております。

質 疑 矢岡委員
返礼品を伴うふるさと納税にすることで、今まで発展しなかったこの事業の要因が改善できるようになると捉えていいのですか。

答 弁 総務財政課長
平成20年当時から現在まで納税寄附金は、返礼品無しで、昨年度までやってきました。今回、返礼品をすることで寄附をもっと増やしていくというところのみならず、地域の産業の振興、地域の特産物の開発も含めて、いろんな面で返礼品を伴ったこの寄附金の仕組みを作ることが、町の今後の発展や事業の実施も、有意義なものと判断して今回実施するようにしました。

意 見 矢岡委員
ふるさと納税の改正案には意欲を感じとれます。商品開発等の期待も込めて賛成とします。

福祉産業建設常任委員会経過
（梅津委員長） 6/12 開催

※令和２年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（可決）

質 疑 岸本委員
国民健康保険の新型コロナ感染者に対する傷病手当の支給から事業主は除外されている。新制度をつくる、見舞金を支給する、などとしている自治体もあるが、本町の考えはどうか。

答 弁 福祉保険課長
現在は国の基準どおりしている。今後について必要があれば、検討する。

質 疑 是石委員
国保の運営主体が福岡県に移行しましたが、まだ国保会計から給料を支給している理由は何ですか。

答 弁 福祉保険課長
県が大元を持ってますけども、事務は町でしております。税もかけておりますし、給付もしておりますので、職員が必要です。その職員に対しては国保の特別会計から給与を支給するというのが妥当だというふうに思っております。

※令和２年度吉富町水道事業会計補正予算（第２号）（可決）

質 疑 太田委員
消火栓の修繕はどのようなことをするのですか。

答 弁 未来まちづくり課長
道路上にありますので、蓋が破損をした、蓋の周りのコンクリートが割れてしまって交換するという修繕です。

質 疑 太田委員
消火栓蓋は、耐荷重構造になっているのですか。

答 弁 上下水道課長
車両が踏んでも割れないような、下水道のマンホール蓋と同じ耐荷重構造になっています。

質 疑 太田委員
火災時に１つの消火栓から２台の消防車で同時に放水する場合、配水池が更新され、水圧が上ったことにより、水量不足は解消されているのですか。

答 弁 上下水道課長
配水塔の満水面が５メーター上昇したことによって、０.５気圧上昇しております。水圧は上がるんですけど、水量は、水道管の管径に関与するので、水圧が上がっても水量は増えません。また、一つの消火栓から消防車が２台も３台も一度に吸引することはしません。

質 疑 是石委員
水圧低下を解消するために、管路をループさせることを検討していますか。

答 弁 上下水道課長
水道管路網の末端、全てにループがかかることで、水圧だけにとどまらず、水が滞留しない、衛生面で水が常に動いている状況をつくるのが好ましいと思います。ただ、公共の用地がない場所ではループがかけられないところです。その環境が整えられる所は、計画していくことを考えてまいります。

※令和２年度吉富町下水道事業会計補正予算（第１号）（可決）

質 疑 岸本委員
下水道の進捗状況で問題になっていることはありませんか。

答 弁 上下水道課長
下水道布設は、当初の計画に比べれば遅れている。現在、町全体の計画の60.９％まで進んでおり、令和17年度までに完了を目指している。接続率の向上が今後の課題です。

質 疑 梅津委員長
コロナの影響で業者が作業の自粛をしたとか、資材の

次ページ上段に続く

福祉産業建設常任委員会経過 つづき

調達ができなったことはなかったのですか。

答弁 上下水道課長

下水道本管の管渠が入りにくいということは聞いておりません。

質疑 太田委員

どのような手段で今後、下水道の接続率を上げていきますか。

答弁 上下水道課長

下水道の供用開始の手続が終わった地区に出向き、水洗化、下水道につながってない方にお会いしたときに、推進し、又、広報、イベント関係で、積極的に下水道ＰＲを行っていきたいと考えています。

予算決算委員会経過
（太田委員長） 6/15 開催

※令和２年度吉富町一般会計補正予算（第５号）（可決）

質疑 矢岡委員

返礼品を伴うふるさと納税、町民は寄附できるのですか。

答弁 未来まちづくり課長

返礼品ありの場合、町内の方が吉富町に寄附金をするということはできない規則にする予定です。ただ、一般的に寄附のみなら、従来どおり、町に寄附はできます。

質疑 岸本委員

ふるさと吉富まちづくり応援寄附金の歳入で、１４,９９９千円計上していますが何らかの見込があるのですか。

答弁 未来まちづくり課長

具体的な根拠というのはありません。うちの場合はスタートであり、半分が返礼品に係る事務費なので、その事務費が払えないことがないように、頭だしの１,０００円を加えて、1,５００万円を上げている。

質疑 角畑委員

農林水産債の事業内容はどのようなものですか。

答弁 建設課長

この事業は泊地（漁港）の浚渫に充てる予定です。

質疑 山本委員

法人事業税交付金の内容説明を求めます。

答弁 税務課長

新設の税交付金です。都道府県から課税主体である法人事業税の３.４％が市町村に交付さるようになり、その分を計上しています。

質疑 山本委員

政策推進アドバイザー謝金について（事前通告により）、８項目質問。

答弁 未来まちづくり課長

①報償費、謝金とは、何をするのか。
役務の提供をいただいた代償として、1回、1日5,０００円を報奨金として支払うものでございます。

②役場内、町としての立場、権限の範囲は。
決定権など特段の権限は有しないこととなっております。

③資格もしくは特定の事項への経験など、条件の必要性は。
特別な資格、要件とはしておりませんが、専門的な知識、技術または経験を有する者のうちから町長が委嘱するとしてます。現在、３名の方を想定をしています。

④町への助言を行う場合、非常勤の特別職に当たるのでは。
今回の謝金は報償費として、役務の提供を受けた代償として支払うものです。

⑤特定者を指名か、公募及び推薦なのか、それらの必要性は。
要綱を作成し、町長が特定の経験、知識、専門的な技術等をお持ちの方を随時委嘱をさせていただきたいと考えております。

⑥条例もしくは要綱や規定、規約などはあるのか。その必要性は。
設置の趣旨や職務内容、報償費、守秘義務等を規定した要綱を作成し、運用していく予定です。

⑦人事など重要事項への関与はどこまでの範囲か。
決定権や権限は有しないこととしております。

⑧報酬額の根拠は、任期は、守秘義務は。
１回当たり２時間から４時間、半日程度を想定してます。町の各委員さんの報酬等は、１時間から２時間程度の会議と想定をして、１回3,０００円を参考に5,０００円と予算を上げております。委嘱期間は１年間、守秘義務も当然盛り込むこととしております。

質疑 岸本委員

政策推進アドバイザーについて、今日初めて設置要綱を見、説明を聞き、全協での説明と違っている、全協での説明は白紙と思ってよろしいですか。

答弁 未来まちづくり課長

白紙とは思っていない。要綱はある程度、形はできていた。あの時点において、委員を選考している過程であった。その後、具体的には２名の方から内諾をいただいている。今後、福祉と、１次産業に精通しているような方を、探していきたい。新しい意見、広い意見をお聞きしたい。

質疑 梅津委員

政策推進アドバイザーとして全協の時に聞いた名前の方は、大変すばらしい人だと思いますが、この方は、先の町長選において花畑町長の重きをなす人でした。町長が議員の時に執行部の提案を論功行賞ではないかと疑義を唱え、同意しなかったことと、今回、矛盾がないかお聞きします。

答弁 町長

一番最初に名前を上げさせていただいた方は、私の選挙活動のときに、事務局長をしていただきましたが、町長就任後、２カ月ほどした時に、事務局長は退任していただいております。そこのところは、もう整理をしております。

質疑 横川委員

政策推進アドバイザーが増えた場合は、補正をするのですか。

答弁 未来まちづくり課長

７月から３月の９ヶ月分、月に10回程度いろんな方から御意見をいただいて、年額で45万円という計算で積み上げています。

次ページ上段に続く

答弁 **町長**
今後、補正がでてくるかもしれません。その時は、事前に相談をさせていただきたいと思っています。

質疑 **岸本委員**
政策推進アドバイザーについて、全協の時の説明では１名しか名前があがらなかったが、すでに複数名のアドバイザーを想定していたのですか。

答弁 **町長**
私と職員だけでは、考え知れないことがある。とりあえず（アドバイザーとして）進めていこうじゃないかという思いが強かった。全協の席では、このことに触れなかったが、きちっと御説明を、私自身がこれからの思いを言えば良かったと反省している。今後を見ていただきたい。

質疑 **山本委員**
職員の名札、名前が小さすぎて読めない。もっと大きくするような検討は行っているのですか。

答弁 **町長**
私も同意見で感じていました。似顔絵イラストと、名前がはっきりと分かるようにしていきたいと思っています。

質疑 **山本委員**
ふるさと吉富まちづくり応援事業委託料の７５０万円について、寄附額に応じて変動するものなのか、固定額なのか。

答弁 **未来まちづくり課長**
７５０万ありきではございません。例えば１億円の寄附があれば、そのうちのおおよそ5,０００万は返礼品と委託料という形で、金額はフレキシブルに動いていると考えております。

質疑 **矢岡委員**
ふるさと納税の返礼品について、高知県田野町に視察研修に行った時に返礼品として米が大変人気で足りないと聞いた。米を返礼品として考えてはどうですか。

答弁 **未来まちづくり課長**
スタート時点で、福岡県共通で利用できるお米は、夢つくしと元気つくしで、それは吉富町でも使えます。今後地場産品に力を入れていく中で、お米も可能性あるのではないかと考えています。

質疑 **向野委員**
戸籍システム保守管理委託料が減額されて戸籍システム使用料に変わっていますが、その内容の説明をお願いします。

答弁 **住民課長**
現在データなど格納するサーバーを庁舎内に置く方式から、外部に置くクラウド方式に変更するための予算を組替えたいと思っています。今後、災害時などにおけるデータの保全と安全性は保たれることができます。また5年間のリース契約で、総額、約１６０万円程度の減額となっています。

質疑 **山本委員**
私立保育園・放課後児童クラブの職員に応援給付金を出すが、直接本人に支給するのか、会社にするのか。

答弁 **子育て健康課長**
契約しているシダックスの方から従事した職員に必ずやってもらう。職員さんたちの受領を役場に提出してもらいます。

質疑 **岸本委員**
街灯修繕・新設費は、新設場所の特定がなされていますか。

答弁 **建設課長**
場所の特定、指定はない。町の防犯灯については、設置基準があり、予算の範囲内で、要望があれば、設置しなければならないと思っている。

質疑 **山本委員**
町道新設改良工事費と町道用地買収費の内容説明をお願いします。

答弁 **建設課長**
工事請負費２４３万円は、町道広津松山線一部拡幅工事で、本年度は道路の側溝と舗装の分を予算計上してます。公有財産購入費１００万円は、町道小犬丸玄光院線用地買収費として、令和元年度から用地交渉しておりまして、相続権利者４名、全員の書類が整うことができずに、本年度用地買収をする費用として計上してます。

質疑 **是石委員**
防火水槽を設置する検討はされていますか。

答弁 **未来まちづくり課長**
今現在、新たに防火水槽を造るという計画はありません。水利がない所については検討していきたいと思っております。

意見 **山本委員**
政策推進アドバイザー、町政にあらゆる分野の色々な意見を反映し発展させること。その部分において予算案に賛成します。

意見 **向野委員**
ふるさと吉富まちづくり応援寄附金で、約1,５００万円計上されています。本町における本格的なふるさと納税に対する執行部の前向きな姿勢に対し将来の発展を願い賛成意見とします。

意見 **横川委員**
寄附金等の予算も付きましたし、政策推進アドバイザーの設置要綱にも賛成ですが、報償費の予算について、人員増による増額に留意していただいて賛成意見とします。

意見 **岸本委員**
予算書の45万円（政策推進アドバイザー謝金）の中身は、全協での説明と質疑に対する答弁から別のものと判断せざるを得ない。取り下げて、改めて予算計上すべきであり反対します。

意見 **矢岡委員**
アドバイザーについては、以前からまちづくりに住民の意見を公共政策の意思決定過程に参画させるパブリックインボルブメントというのは、手法としてあったわけで、これのスペシャル版と捉え、期待して、賛成意見とします。

町政を問う

岸本加代子 議員

新型コロナウイルス感染症問題に関連した支援策ついて

問 生活困窮者への支援として、奨学金の返還猶予及び年度途中からの借り入れも可能にしてはどうか。

答 教務課長
返還の猶予については、条例にも災害、傷病、経済困難、失業などの事情による場合は申請できるとなってます。相談があれば、適切な対応をしたい。年度途中の貸し付けについては、予期せぬ事情から必要となる可能性も考えられるので、今後、利用しやすい制度運用を見直すなかで、柔軟に対応できるよう考えたい。

豪雨対策、災害対策について

問 幸子古区の急傾斜地について、現状について報告を求める。

答 建設課長
無番地の土地の所有者、管理者について福岡財務支局が国土交通省とも協議しているがまだ確定しないとの連絡を受けている。

問 急傾斜地の上の民家は今、危険な状況にある。救済策は考えているのか。

答 建設課長
無番地部分には町が調査していることを伝えている。個人所有地も民民のことについてはそれぞれで解決してもらうことで理解してもらっている。伐採について話はできているとのことでした。

問 コロナにより避難の在り方の中で、新しく公共施設だけでなく、民間施設、親戚、友人宅など活用する方針が出たが、その進行にあたって町にリーダーシップをとってもらいたいがどうか。

答 未来まちづくり課長
自主防災組織、自治会長など役をされている方々を通して啓発活動を進めたい。

問 避難所の感染症対策について感染者と非感染者を分ける必要があるが、どのようにするのか。

答 未来まちづくり課長
まず、健康状態を把握し、発熱、体調不良の方については家族単位でパーテーション（完全にプライバシーが守れるもの）内で観察した後、保健所と連携をとる、あるいは他のみなさんのもとに移ってもらうなど対応したい。

巡回バスの回数券導入について

問 以前回数券の導入について前向きな答弁があったが、どういう状況なのか。

答 住民課長
回数券は利用回数の増加を促す仕組み、交通弱者の負担軽減策として有効な手段と考えている。今後具体的な実施に向け、準備を進めます。

問 いつ頃になるか。

答 住民課長
できれば今年度中に実施したい。

※他に、新型コロナウイルス感染症に関連した影響の実態と支援策、佐井川の越水対策について質問しました。

向野 倍吉 議員

ふるさと納税について

問 ふるさと納税を進めるにあたり返礼品となれば吉富町独自の物が望ましいわけで、そのためには特産品開発や新商品の発掘をする必要がありますが、今後地場産業の育成を絡めた返礼品開発が図られればと思いますので、考えを聞かせて下さい。

答 地域振興課長
本町には、佐井川と山国川に育まれた米と野菜、そして豊前海で獲れた海の幸がございます。それらを加工した町の特産品や駅前のチャレンジショップ、そこを卒業した店舗などの商品のブラッシュアップを図り、ふるさと納税の返礼品として登録したいと思います。併せて返礼品として取扱いできる数量が少ない商品は、どうすれば、生産量を増やせるのか、雇用の確保や生産の拡大支援を検討しながら、今後は特産品開発を地元生産者の農家や漁業者、地元で獲れた素材を加工する事業者、そして農協、漁協、商工会と連携して進めてまいりたいと考えております。

問 実家の清掃作業やお墓掃除を返礼品のサービスの提供としての商品にする考えはありませんか？また、実家に帰省時の費用を返礼品にすれば帰省回数も増え、関係人口を増やす事につながり、

次ページ上段に続く

向野議員つづき

地域や行政との関係も構築されれば、今後増えるであろう介護問題の解決にもつながると思いますが、考えをお聞かせください。

答 未来まちづくり課長

返礼品といえば、果物とか野菜、肉といった食べ物のイメージが強いかと思いますが、返礼品として、実際にサービスの提供を行っている自治体も多くあります。本町でも吉富出身の方で遠方にいらっしゃる方が沢山いまして、空き家対策というのが、今社会問題になっています。そういった方々に対して、例えば、草刈りチケットの提供、墓地の清掃業務のほか、掃除したりする家事の代行サービスチケット、そういったものも検討しています。町内の団体や業者さんと調整さえできれば、お互いにとって有効なサービスにつながるものと考えています。このようにサービスの提供も含めて、吉富町ならではの返礼品の開拓も進めていきたいと考えています。

問 自治体の新たな調達手段として、ガバメント・クラウドファンディングがあります。この制度を利用して、今後本町で取り組もうとする事業での資金調達は考えられませんか。

答 未来まちづくり課長

ガバメント・クラウドファンディングとは、自治体が抱える問題を解決するために、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化して、そのプロジェクトに共感していただいた方から寄附を募る仕組みです。今用意している使途よりも、資金調達の目的をより具体化した事業の展開ということになりますので、現時点ですぐに計画があるわけではございませんが、今現在、企業版ふるさと納税というのも取組を開始しているところでございます。そういったものとあわせまして、ガバメント・クラウドファンディングの活用というのも検討したいと考えていますので、ぜひお知恵を頂きたいと考えます。

問 本町から他自治体へふるさと納税をすることによって、いくら税収が減っていますか。

答 税務課長

令和２年度における本町の減収額は、現在のところ５５２万３千円程度となっています。

問 今後ふるさと納税をどの様に皆様に告知するのか、具体的にありますか。

答 未来まちづくり課長

色々な所で情報収集するとともに、吉富独自でパンフレット、チラシなどの作成、町民の方から口伝え等で、町外にお住まいの方々に、家族や親戚、知人の方々を紹介していただく方法、さらには、吉富町にゆかりのある方などを調べて、プライバシーを配慮した上で直接御案内する方法など、様々な方法を検討して、効果的な宣伝を行って行きたいと考えています。

山本 定生 議員

し尿処理に関する全般について

問 し尿処理に関する吉富町の負担割合と計算方式について。

答 住民課長

吉富町他１町環境衛生事務組合の負担金算出方法ですが、平成18年に規約で定められ２割を平等割、８割が人口割で吉富町47.６％、上毛町52.４％となっております。

問 町の下水道普及率及びその処理人口について。

答 上下水道課長

普及率は、令和元年度末の世帯数をもとに計算すると57.４％となります。下水道が供用開始された世帯１,７３６戸のうち50.１％にあたる８７０戸の世帯が下水道に接続していることから、下水道処理人口は１,９４０人であり、全人口に対する割合は29％となります。

問 上毛町と吉富町の事務組合負担金割合の見直しについて。

答 住民課長

人口割は両町の総人口が基礎で、下水道人口を差引いた場合で負担金割合を計算し直しますと、吉富町で約40.９％となり、６.６％ぐらいが下がる計算となります。

し尿処理場の（老朽化による）更新計画について

問 昨年９月に一市二町での更新を計画していたが、その後はどうなったのか？

答 住民課長

本組合で建設する場合と検討を行ってまいりました。町全域の下水道事業を進めており豊前市との共同処理のほうが費用が安価で最適と判断しています。共同処理に際し施設建設に有利な起債の借入れが可能な令和元年11月までに決定をしたかったのですが、上毛町町長から、もう少し時間をかけ検討

次ページ上段に続く

山本議員つづき

したいと、令和２年３月末までに回答するとのことでした、しかし本年３月末までの約束の回答を得ることができませんでした。環境衛生事務組合として、現時点での方向性は、残念ながら定まっておりません。

問 豊前市と上毛町と１市２町で建設する場合、交付税措置があるのか？割合は？

答 住民課長
改修を行う場合、集約化事業での交付税措置率は50％となる予定でした。しかし起債の借入期限は昨年の12月末であり、上毛町の方向性が決まらなかったことから、豊前市単独での借入れとなり交付税措置率は30％となります。20％少なくなったことにより、吉富町は総額で約７６０万円減額となり、住民負担が増えるという計算になります。

問 少なくとも昨年３月までに決定をしなかったことが原因（７６０万円の負担増）で間違いないのか確認します。

答 町長
上毛町の町長のお考えも否定はできないわけでありまして、よりよい設備があるのであれば、未来を見据えた形で、それに同意をとも考えております。しかし吉富町は町内全域の下水道工事を既に進めております。今、ここではっきりすべきではないのかなと考えています。

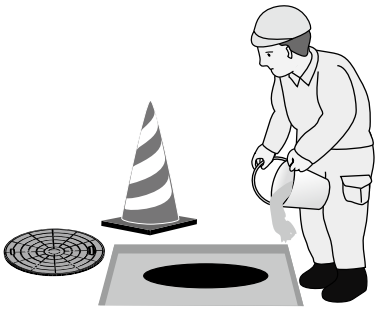

意 あとは組合に任せたいんですが、当議会で確認をしておかなければ、我々も住民に説明ができません。そのため今回、あえて質問をさせていただきました。

※他に「花畑町政の１年について」を質問しています。

中家 章智 議員

災害時の避難所開設時における新型コロナウイルスの対策について

問 各物資の準備状況と、コロナ対策として準備したものは？

答 未来まちづくり課長
食料として、アルファー米を１,５００人分の１週間分３,３５０食、毛布５００人分、段ボールパーテーション30セット、段ボールベッド５セットなどを備蓄しています。コロナ対策として新たに３密を避けるためテント式のワンタッチ型のパーテーション30台、非接触型体温計50台を準備しています。

問 マスクの備蓄状況は？

答 未来まちづくり課長
流行以前につきましては、１,０００枚の備蓄でしたが４月に入り10万枚を購入し、住民の方々や医療機関などに配りました。その後、いろいろな方々から寄附を頂き現在は７万枚ほど、備蓄できています。

問 避難所での３密対策及び避難マニュアルについては？

答 未来まちづくり課長
避難者の間隔を２メートル以上確保するため、より広いスペースが必要となるので、現在の指定避難所12カ所から、公共施設を新たに３カ所、緊急避難所に選定しました。また大災害時には公共施設だけでは十分な対応ができないことも想定し、町内にあるホテルとも連携する協議を行っています。さらに、町民の皆様にも万が一のときに備え、親戚や知人等と日頃から連絡をとり合い、「何かあったらうちにおいで」と言い合える関係を築いていただきたいと思っています。それが、ひいては顔の見える地域づくり、まちづくりに発展していくものと考えています。また５月22日に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成し、スムーズな避難所運営ができるよう職員に周知し、町のホームページにも掲載しています。吉富広報７月号にも、掲載予定です。

問 新しい指定避難所３カ所はどこですか？

次ページ上段に続く

中家議員つづき

答 未来まちづくり課長
皇后石研修センター、喜連島、高浜地区の漁村センター、駅舎と兼用のふるさとセンターです。

問 避難を呼びかけるタイミングは？

答 未来まちづくり課長
避難所のスペースを確保できるかや、一人一人の健康状態を確認するのにこれまで以上の時間を要するため、避難情報を早め早めに発出したいと思います。早めに出すタイミングを見極めるのは非常に難しいと思いますが、町民の方々を守るために情報を見極め、躊躇なく発出していきます。

新しい基金の設立について

問 新型コロナウイルス感染症はもちろん、今後起こり得る様々な感染症対策に迅速かつ的確に対応するための対策基金の設立についてお尋ねします。

答 未来まちづくり課長
現在、目的別に15種類の基金を設けています。新しく設けるとすれば、目的を明確にした上で基金を設立し、基金の使用目的も明確にする必要があります。現在のコロナ対策については、財政調整基金（６月１日現在で８億３,２３２万６,７６７円）を活用しています、今回のようなこの大規模なコロナ感染症等を災害として捉えてはというような動きもあり、そうなれば、災害対策基金（３月31日現在で１億７,００５万４,６５９円）の活用も考えられると思われます。今後コロナの状況と国の動向を見極めた上で、必要に応じ基金の設立は検討していきます。

・・・・わが町議員の政務活動費・・・・

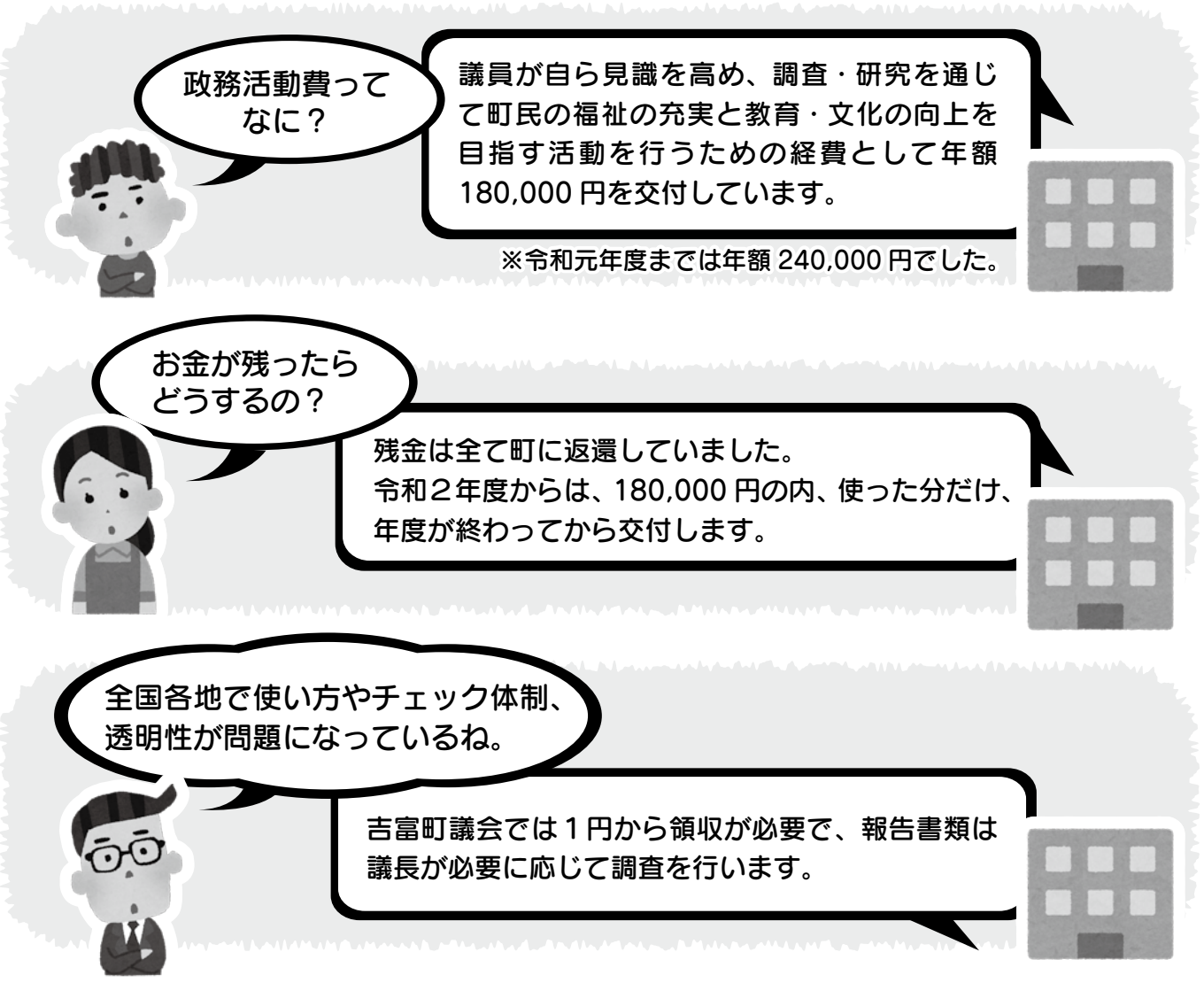

常任委員会紹介

総務文教委員会、福祉産業建設委員会、議会運営委員会の役割を紹介します。
なお、予算決算委員会は全議員で構成されています。
（太田文則委員長、岸本加代子副委員長）

総務文教委員会

◎議会から付託された
下記の内容を審議しております。

所管事務

1．未来まちづくり課の所管に関する事務
2．総務財政課の所管に関する事務
3．住民課の所管に関する事務
4．税務課の所管に関する事務
5．教育委員会の所管に関する事務
6．他の委員会の所管に属しない事務

● 是石　利彦 議長（オブザーバー）
● 山本　定生 委員　● 矢岡　匡 委員　● 横川　清一 委員
● 向野　倍吉 副委員長　● 中家　章智 委員長

福祉産業建設委員会

◎議会から付託された
下記の内容を審議しております。

所管事務

1．福祉保険課の所管に関する事務
2．子育て健康課の所管に関する事務
3．上下水道課の所管に関する事務
4．建設課の所管に関する事務
5．地域振興課の所管に関する事務

● 是石　利彦 委員　● 岸本　加代子 委員　● 太田　文則 委員
● 角畑　正数 副委員長　● 梅津　義信 委員長

議会運営委員会

◎議会を円滑に、効率的に運営するための、
議長の諮問的な性格を帯びた機関です。

所管事務

1．議会運営に関する事項
2．議会会議規則や委員会に関する条例に関する事項
3．議長の諮問に関する事項

● 中家　章智 委員　● 梅津　義信 委員　● 横川　清一 委員
● 山本　定生 委員長　● 岸本　加代子 副委員長

次回予告

次の定例会の開催は、９月になります。請願、陳情等がありましたら、８月末日までに議会事務局に提出してください。　議会事務局